

社会保障・税一体改革における年金関連法案について

【年金機能強化法案（3月30日提出）（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案）】

国会提出時の法案の内容	衆議院での修正内容
① 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化	修正なし
② 受給資格期間の短縮(25年→10年)	
③ 産休期間中の社会保険料免除	
④ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大など	
⑤ 短時間労働者への社会保険の適用拡大	一部修正 適用基準の賃金要件(7.8→8.8万円)、施行日(28年4月→10月)などの修正。
⑥ 低所得者等の年金額の加算	(※2)
⑦ 高所得者の年金額の調整	(※3) 原案から削除
⑧ 交付国債の償還	(※4)

(※1) 国民年金第1号被保険者に対する産前6週、産後8週の保険料免除措置の検討規定を追加。

(※2) 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付のための法制上の措置を講じる旨の規定を追加。

(※3) 高所得者の年金額の調整は引き続き検討する旨の規定を追加。

(※4) 民自公3党確認書では、「交付国債に代わる基礎年金国庫負担の財源については、別途、政府が所要の法的措置を講ずる」とされている。

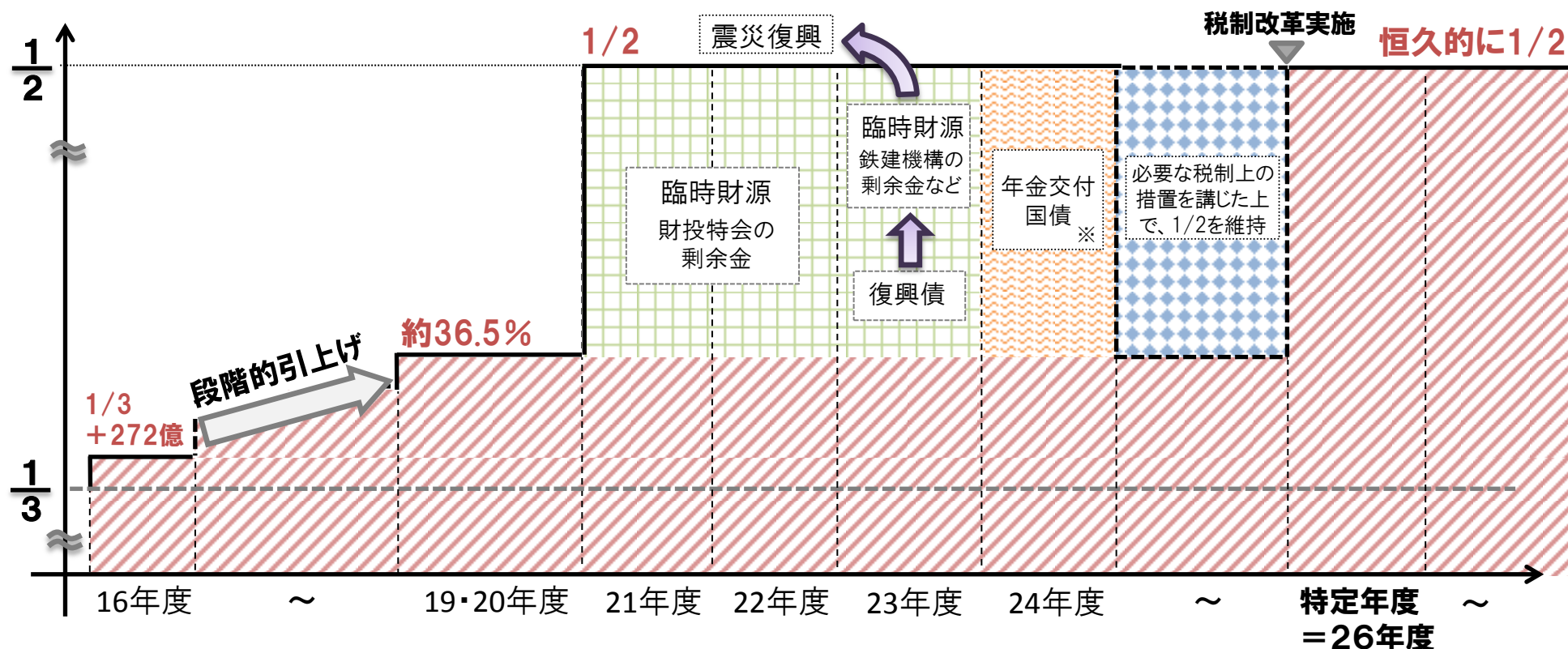
【被用者年金一元化法案（4月13日提出）（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案）】

国会提出時の法案の内容	衆議院での修正内容
① 2階部分の統一 ・公務員、私学教職員も厚生年金に加入 ・厚生年金、共済年金の制度的差異の解消・保険料率の統一	形式的修正のみ
② 共済年金の3階部分(職域部分)の廃止 ・廃止後の新たな年金については別に法律で定める	

特定年度(基礎年金国庫負担1/2を恒久化する年度)

<改正内容>

- ・現行の年金法の基礎年金国庫負担については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られる年度として、『特定年度』を法律で定めることで、その年度以降、恒久的に基礎年金国庫負担割合1/2が達成されることになっている。
- ・今般の社会保障・税一体改革では、平成26年度からの消費税増税(8%)により得られる税収を、基礎年金国庫負担1/2の維持に充てることとしており、『特定年度』を『平成26年度』と定める改正を行う。



※ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(平成24年2月10日閣議決定)で交付国債の発行に関する規定を措置。ただし、交付国債の償還に関する規定は、衆議院での修正により、年金機能強化法案から削除された。

※ 民自公3党確認書では、「交付国債に代わる基礎年金国庫負担の財源については、別途、政府が所要の法的措置を講ずる」とされている。

受給資格期間の短縮について

<改正内容>

○ 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金
寡婦年金
上記に準じる旧法老齢年金

○ 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

○ 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

納付済期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

産休期間中の保険料免除

<改正内容>

○次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。

【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

・産前産後休業期間(※)中の厚生年金保険料を免除する。

(※) 産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間。

【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

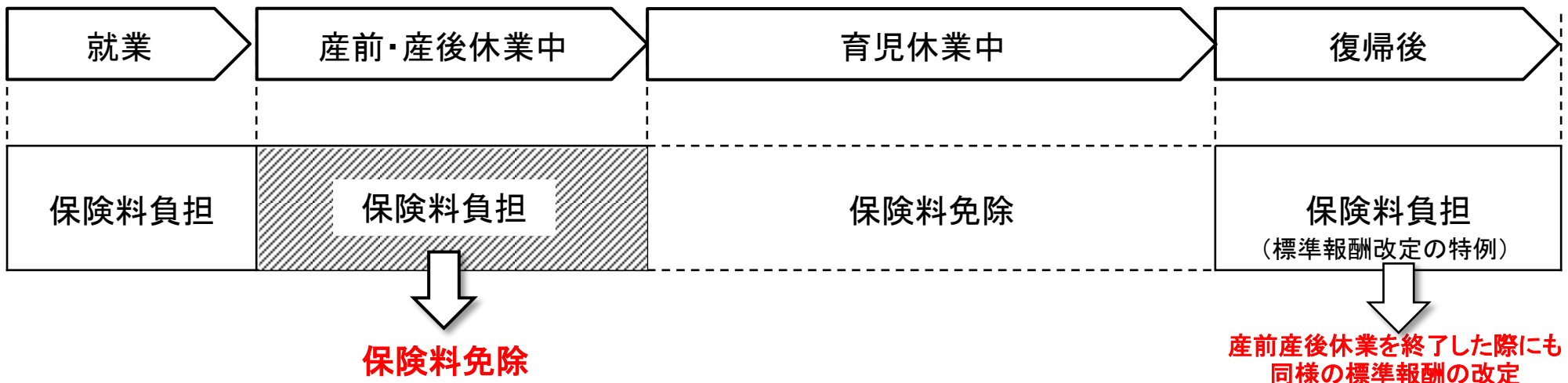
・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。

(※) 育児休業終了後についても、同様の措置あり。

【国民年金被保険者に対する保険料免除措置の検討】(衆議院の修正により追加)

・国民年金の第1号被保険者に対する産前6週間・産後8週間に係る国民年金保険料の免除措置を検討。

【現行と改正後の保険料負担のイメージ】



短時間労働者への社会保険適用拡大の規定

自公(19年)法案

1. 適用要件

- 週の労働時間20時間以上
- 賃金月額9.8万円以上
- 雇用期間1年以上
- 学生を除外
- 従業員数301人以上の企業に適用

2. 更なる拡大に関する規定

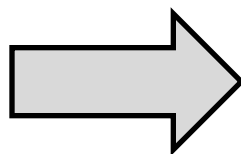
(※該当する規定なし。)

3. 施行日

- 平成23年9月

4. 対象者数

- 10万人～20万人



今回の政府案

※ 四角囲みは、
衆議院修正

1. 適用要件

- 週の労働時間20時間以上
- 賃金月額7.8万円以上 ⇒ **8.8万円以上**
- 雇用期間1年以上
- 学生を除外
- 従業員数501人以上の企業に適用

2. 更なる拡大に関する規定

- 施行後3年以内に対象を拡大する。

⇒ **施行後3年以内に検討し、その結果に基づき、必要な措置を講じる。**

〔※医療保険制度で、適用拡大によって主に短時間労働者の多い業種の健康保険組合に生じる負担増を緩和するための措置を講じる。〕

3. 施行日

- 平成28年4月 ⇒ **平成28年10月1日**

4. 対象者数

- 45万人 ⇒ **25万人**

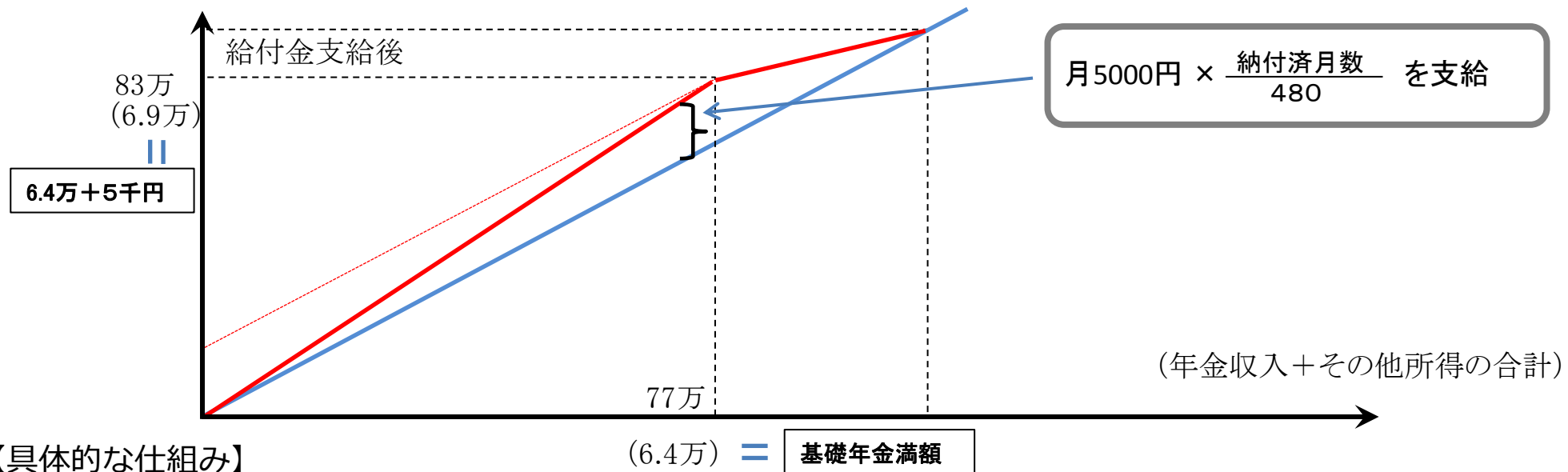
【衆議院修正後の年金機能強化法案】

附則第2条の2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(※平成27年10月1日)から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から6月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

【社会保障・税一体改革に関わる確認書(社会保障部分)(平成24年6月15日)(抄)】

- 本措置は、年金受給者(65歳以上の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等)を対象とする。
- 本措置の対象となる低所得高齢者の具体的な範囲は、介護保険制度の保険料軽減の低所得者区分2の範囲等を参考に、「住民税家族全員非課税かつ年金収入及びその他所得の合計額が老齢基礎年金満額以下」の者とする。障害者等については、20歳前障害基礎年金の支給範囲を参考として決定する。
- 低所得高齢者への給付額は、基準額を定めた上で保険料納付済み期間に応じて決定する(基準額×保険料納付済み期間/480月)。基準額は、月額5千円(近年の単身無業の高齢者の基礎的な消費支出と老齢基礎年金満額との差額等から計算)を基本に定める。保険料免除期間がある低所得高齢者に対しては、老齢基礎年金満額の6分の1を基本とする給付を別途行う(老齢基礎年金満額×1/6×保険料免除期間/480月)。
- 本措置による所得の逆転を生じさせないよう、低所得高齢者の範囲に該当しない一定範囲の者に対しても、補足的な給付を行う。
- 障害者等への給付額は、上記の基準額とする。障害1級相当の者の給付額は、基準額の1.25倍とする。
- 給付金は、国が支給するものとし、事務は日本年金機構に委任する。給付金は年金と同様に2ヶ月毎に支給する。
- 給付額その他の本措置の内容については、低所得高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況等を踏まえた見直しを行う。

(参考) 3党確認書に記載の年金受給者に対する福祉給付金 (イメージ)



【具体的な仕組み】

(低所得高齢者の範囲)

- 低所得である65歳以上の老齢基礎年金受給者
(住民税家族全員非課税かつ『年金収入 + その他所得の合計額』が老齢基礎年金満額以下)の者)

(給付金の額)

- 基準額は月5千円とし、保険料納付済み期間に応じて決定
(5千円 × 保険料納付済み期間 / 480月)
- 保険料免除期間を有する低所得高齢者に対しては、老齢基礎年金満額の1 / 6を基本とする給付を別途行う。
(老齢基礎年金満額 × 1 / 6 × 保険料免除期間 / 480月)。

(逆転防止措置)

- 本措置による所得の逆転を生じさせないよう、補足的な給付を行う。

(障害者等への給付)

- 障害者等 (20歳前障害基礎年金の支給範囲を参考として決定) には、月5千円を給付する。
(障害1級相当の者の給付額は1.25倍とする。)

被用者年金一元化

<主要項目>

(1) 公務員・私学教職員も厚生年金に加入

厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

(2) 負担と給付の統一

共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一するとともに、共済年金と厚生年金の制度的な差異を解消することで、同一保険料・同一給付を実現する。

(3) 職域部分の廃止

共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。
公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。

(4) 追加費用の削減

追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引き下げる。
ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

(1)～(3):平成27年10月

(4)追加費用の削減:公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日